

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は電子入札システム上「簡易公募型プロポーザル方式」の機能を使用していることから、
手続においては留意して下さい。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算
示達がなされることを条件とするものです。

また、本業務は特定後に依頼する見積りの提出期限日時時点で、適用となる最新の設計業務委託等
技術者単価を適用し入札契約手続きを行うものです。

令和8年2月16日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長 高松 諭

1. 当該招請の趣旨

本業務は、水文観測データ(降水量、水位、流量)の品質を確保するため照査を実施するもの
である。業務の実施にあたっては、レーダ雨量や近隣観測所のデータとの比較、支川合流、堰操
作、ダム放流、潮汐の影響、ピーク水位の発生順序の妥当性などを分析し、異常値データの検出
・処理を行い、水文観測データの公表に必要な資料作成を行うものである。

業務の実施にあたっては、水文観測業務に関する規程、実施要領や近年の観測手法の高度化に
関する動向あるいはレーダ雨量観測技術に精通している必要があるとともに、データ照査におい
て北陸地方における急流河川等の出水特性や冬期間で発生する降雪、凍結融解に起因する降水量
データの異常値検出に係る技術を有している必要がある。

このことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約
の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要
件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請
する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない
場合にあつては、特定の法人との契約手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募
者に対して簡易公募型プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

- (1) 業務名 令和8年度水文観測データ照査業務(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本水文観測データ(降水量、水位、流量)の品質を確保するため照査を実施する
ものである。業務の実施にあたっては、レーダ雨量や近隣観測所のデータとの比
較、支川合流、堰操作、ダム放流、潮汐の影響、ピーク水位の発生順序の妥当性な
どを分析し、異常値データの検出・処理を行い、水文観測データの公表に必要な資
料作成を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

- (4) 本業務は提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。
- (5) 予定価格が1,000万円を超える場合、本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務となる。
- (6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、若手技術者の育成支援を目的として、予定管理技術者の随行者として予定担当技術者又は技術提案書提出者と直接的雇用関係がある若手技術者を技術提案書のヒアリングに参加させたい場合、技術提案書提出者からの申し出により参加を認める試行業務である。
- (8) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。
なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

3. 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること。

(1) 基本的要件

参加意思確認書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア. 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和7・8年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。
- 3) 参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ. 設計共同体

以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年10月1日付け北陸地方整備局長）

（https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/JV_shinsei/sankasikaku_kouji.pdf）に示すところにより北陸地方整備局長から令和8年度水文観測データ照査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている

ものであること。

- 1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和 7・8 年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を設計共同体を構成する構成員それぞれが受けている者であること。
- 3) 参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

なお、本業務に参加できないにもかかわらず、特定に至った場合においては、指名停止要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(3) 参加意思確認書提出者に対する要件

参加意思確認書提出者については、説明書 2. (4) 3) に示す条件を満たす者であることとする。

(4) 配置予定管理技術者に対する要件

管理技術者については、説明書 2. (4) 4) に示す条件を満たす者であることとする。

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 予定技術者（予定管理技術者、予定担当技術者）の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績内容、担当した業務の技術者成績、技術者表彰。

(2) 実施方針、実施フロー、工程表等

業務内容の理解度、実施手順及び工程表の妥当性等

(3) 評価テーマ

評価テーマの的確性、実現性

5 手続等

(1) 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館

北陸地方整備局 総務部契約課契約係 内線 2527

電 話：025-280-8880

電子メール：keiyaku-koujigyomu@hrr.mlit.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、交付方法

令和 8 年 2 月 16 日（月）から令和 8 年 4 月 6 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

説明書等は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。
運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

なお、電子入札システムからダウンロードできない場合は、5（1）に電話、電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。

交付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、5（1）へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。（窓口交付は行わない。）

（3）参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和8年2月26日（木）13時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより提出する場合は、令和8年2月26日（木）13時00分までに必着で5（1）に1部を郵送、又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。FAXによる提出は受け付けない。

（4）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和8年4月7日（火）13時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより提出する場合は、令和8年4月7日（火）13時00分までに必着で5（1）に1部を郵送、又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。FAXによる提出は受け付けない。

6 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金 免除。

（3）契約書作成の要否 要。

（4）関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

（5）3（1）ア 2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又はイに掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

（6）本業務は、当該業務にかかる令和8年度予算が成立し、予算執行が可能となった場合についてのみ、契約締結のための見積依頼以降の手続きを行うことを条件とする。ただし、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

ただし、公募の結果、特定の法人以外の応募者がいない場合、本業務に係る見積合わせは、見積決定を保留した上で行うものであり、見積決定及び契約締結は、令和8年4月1日とする。ただし、当該業務にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、当該予算の通

知日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(7) 詳細は説明書による。